

# パンデミックの予防、備え及び対応（PPR）に関するWHOの新たな法的文書作成のための

## 第7回政府間交渉会議（INB7）結果概要

（2023年11月6日～10日、12月4～6日）（於:ジュネーブ）

令和5年12月  
外務省国際保健戦略官室

※INB: Intergovernmental negotiating body

### 1. 会議の概要

- 11月6日～10日、12月4日～6日にINB7が開催された。初日の全体会合（公開セッション）では、加盟国及びステークホルダーが、新たな交渉テキスト（Negotiating Text（NT））に関するジェネラルコメントを発言した。
- その後の起草グループ会合（非公開セッション）では、加盟国間でNTの各条文に関する議論が行われる中、主要な条文に関するサブグループ会合の立ち上げが決定した。
- INB7の期間中に行われた起草グループ会合及びサブグループ会合において、NT全条の一読を終えた。
- 今後の進め方として、各サブグループは非公式のブリーフィングセッションを行うこととなるとともに、INB8が2024年2月19日から3月1日まで開催されることとなった。
- なお、会合中、テドロスWHO事務局長からも、いわゆる「パンデミック条約」は国家主権をWHOに対して譲渡するものではない旨発言があった。

| サブグループ議長<br>（括弧内はコファシリテーター） | 条文  |
|-----------------------------|---|
| 日本<br>（インド、英国、タンザニア）        | 第4条（パンデミック予防及び公衆衛生サーベイランス）<br>第5条（ワンヘルス）（※） 第6条（備え、即応性及び回復力）<br>（※）ヒト、及び動物の健康と環境は密接に関連しているとの観点から、分野横断的に連携すること |
| エジプト<br>（インドネシア、フィリピン、米国）   | 第10条（持続可能な（パンデミック関連製品の）生産）<br>第11条（技術及びノウハウの移転）<br>第13条（グローバルサプライチェーン及びロジスティクス）                               |
| タイ<br>（エチオピア、豪州、ノルウェー）      | 第12条（アクセス及び利益配分）  |
| ブラジル<br>（カナダ、マレーシア、南アフリカ）   | 第19条（実施能力及び支援）<br>第20条（資金調達）  |

### 2. 日本の基本方針

パンデミックの予防、備え及び対応（PPR）の強化のため、国際的な規範の強化は重要。  
本条約の内容はPPRの強化にとって真に意味のあるものであり、かつ主要国を含む多くの国が合意できる普遍性を確保することが重要。  
2024年5月を目途とされる交渉妥結に向けてモメンタムを維持・強化することを重視しており、本件交渉に建設的に参加、貢献していく。

### 3. 今後の予定

2024年2月19日～3月 1日

第8回政府間交渉会議（INB8）

2024年3月18日～3月28日

第9回政府間交渉会議（INB9）